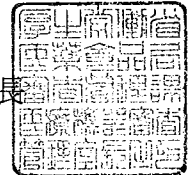




薬食機発0430第1号
平成22年4月30日

各都道府県衛生主管部(局)長 殿

厚生労働省医薬食品局
審査管理課医療機器審査管理室長



指定管理医療機器の適合性チェックリストについて (その10)

薬事法(昭和35年法律第145号。以下「法」という。)第23条の2第1項の規定により基準が定められた管理医療機器(以下「指定管理医療機器」という。)が法第41条第3項の規定による基準に適合することを確認するためのチェックリスト(以下「適合性チェックリスト」という。)については、平成17年3月31日付け薬食機発第0331012号厚生労働省医薬食品局審査管理課医療機器審査管理室長通知「指定管理医療機器の適合性チェックリストについて」等により示しているところである。今般、「薬事法第23条の2第1項の規定により厚生労働大臣が基準を定めて指定する医療機器の一部を改正する件」(平成22年厚生労働省告示第207号)により指定管理医療機器が追加されたこと及びストレート・ギアードアングルハンドピースに係る薬事法第23条の2第1項の規定による基準について、使用目的、及び効能又は効果に回転以外に振動等の動きを加えたことから、別表に掲げる6の適合性チェックリストについて別添のとおり作成したので、貴管下関係団体、関係業者等に周知をお願いしたい。

なお、本通知の写しを独立行政法人医薬品医療機器総合機構理事長、各登録認証機関の長、日本医療機器産業連合会会長、米国医療機器・IVD工業会会長、欧州ビジネス協会医療機器委員会委員長及び薬事法登録認証機関協議会代表幹事あて送付することとしている。

(別表)

薬事法第23条の2第1項の規定により厚生労働大臣が基準を定めて指定する医療機器（平成17年厚生労働省告示第112号）の別表番号	適合性チェックリスト
154	ストレート・ギアードアングルハンドピース
482	据置型診断用X線発生装置等
483	電動式歯科用根管リーマ
484	電動式歯科用ファイル
485	歯科用電動式ハンドピース
486	歯科用空気駆動式ハンドピース